（変更等）指定排水設備工事業者提出書類一覧

業者名：　豊中水道事業所

【記入例（個人）】

① 申請者が「法人」か「個人」かに応じて、表中の〇印の書類が必要です。
提出書類がそろっているか提出前に必ず確認の上、提出書類と一緒にこの一覧も提出してください。

② 「法人」か「個人」を問わず事業者の承継は一切できません。この場合は、廃止届→新規申請の手続きをとってください。
事業者の承継となる例
例1）「個人」から「個人」への相続
例2）「個人」から「法人」への組織化 （「法人」から「個人」への場合も同様）
例3）「法人」から「法人」への営業譲渡

③ 「有限会社」から「株式会社」への組織変更の場合は、同一法人とみなし、名称変更にかかる変更届を提出してください。

④ 変更年月日（変更発生日）から30日を超えて届け出る場合は、別途「遅延理由書」（任意様式）を添付してください。

業者チェック欄	上下水道局チェック欄	提出書類	変更のある事項								注記
			大阪府内の営業所の名称及び住所		氏名又は名称		代表者氏名		電話番号		
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
☑	□	指定排水設備工事業者提出書類一覧（本紙）	〇		〇		〇		〇		業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
☑	□	指定排水設備工事業者変更届出書（様式4）	〇		〇		※1 〇		〇		記入例を参照してください。
☑	□	営業所の ①付近見取図（位置図） ②平面図 ③写真 （遠景、近景、内部）	〇		―		―		―		③写真（遠景、近景、内部）について ・遠景…道路を含む建物全体 （マンションの場合も同様） ・近景…看板等 （マンションの場合は表札も） ・内部…事務室等
□	□	定款又は寄付行為の写し	※2 〇	―	〇	―	〇	―	―		最終ページに、下記の①～⑥を記載 ①日付、②「原本と相違ない」等の文言、③登記に記載の本店の住所、④商号、⑤代表者名、⑥押印（実印が望ましい） 寄付行為は財団法人の場合のみ添付
☑	□	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	※2 〇	―	〇	―	〇	―	―		発行日から3箇月以内のもの（原本） ※コピー不可
		住民票の写し	―	※3 〇	―	―	―	※4 〇	―		発行日から3箇月以内のもの（原本） ※コピー不可
☑	□	誓約書（様式2）	―		〇		〇		―		記入例を参照してください。

※1 「個人」の代表者の変更とは、代表者の名字等の変更のことで、代表者が別人になる場合は、廃止届→新規申請の手続きをとること
※2 営業所に係る記載がある場合のみ提出すること
※3 自宅兼営業所の場合のみ提出すること
※4 名字等の変更が住民票で確認できない場合は、戸籍謄本等の提出が必要

業者チェック欄	上下水道局チェック欄	提出書類	その他の届出等				注記
			事業の廃止、休止、再開		証書再交付		
			法人	個人	法人	個人	
☑	□	指定排水設備工事業者提出書類一覧（本紙）	〇	〇	〇	〇	業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
□	□	指定排水設備工事業者〔廃止・休止・再開〕届出書（様式5）	※5 〇	※5 〇	―	―	記入例を参照してください。
☑	□	豊中市指定排水設備工事業者証再交付申請書（様式6）	―	―	※6 〇	※6 〇	記入例を参照してください。 証書交付手数料　2,000円
☑	□	交付済みの豊中市指定排水設備工事業者証	―	―	〇	〇	添付できない理由： 紛失のため

※5 責任技術者の退職等により、責任技術者が1人も居なくなる場合にも提出が必要
※6 証書再交付手数料（2,000円）は、申請日の当日に納付していただきます。